

地域助け隊 ごみ出しサポーター制度について（運用方法）

(1)目的

この制度は、燃やすしかないごみや資源ごみをステーションまで運ぶことが困難な世帯のごみ出しを支援する個人や団体を「ごみ出しサポーター」として登録し、地域の共助を促すことを目的としています。

(2)支援の内容

玄関口などに出されたごみ袋（資源ごみ含む）を、地区のごみステーション（分別収集場所）まで持って行く作業を支援者が行います。

(3)対象者

- ・ 支援を受ける方：
飛騨市内に居住し、ごみ出しが困難なため支援が必要と認められる世帯。
※70 歳以上の高齢者世帯、その他特別な理由がある方が対象となります。
- ・ 支援する方（ごみ出しサポーター）：
地域の助け合い活動として、ごみ出し支援にご協力いただける個人または団体。

(4)支援する方に対する特典

支援を受ける方 1 世帯につき、1 月あたり、市指定ごみ袋 1 冊を、ごみ出しサポーターへ市から提供します。

(5)登録申請

本制度の登録申請は、支援を受ける方、支援する方のどちらからでも可能です。

申請者は、事前にインターネット（専用フォーム）または下記窓口にて、必要な申請書を提出してください。

・ 支援する方が申請する場合：

「地域助け隊 ごみ出しサポーター登録申請書兼同意書（様式第 1 号）」を提出してください。
支援する相手の方の情報も必要です。

・ 支援を受ける方が申請する場合：

「地域助け隊 ごみ出しサポーター利用申請書兼同意書（様式第 2 号）」を提出してください。
支援していただくサポーターの方の情報も必要です。

▼専用フォーム申請用コード



◀【支援をする方用】



◀【支援を受ける方用】

▼申請窓口

窓口		電話	FAX
古川町	市役所西庁舎 3 階 環境課リサイクル推進係	0577-73-7482	0577-73-7500
神岡町	神岡振興事務所 2 階 環境水道係	0578-82-2254	0578-86-9111
河合町	河合振興事務所 基盤環境水道係	0577-65-2383	0577-65-2179
宮川町	宮川振興事務所 基盤環境水道係	0577-63-2315	0577-63-2048

(6)市指定ごみ袋の配布

申請書に記載された支援予定期間数に基づき、支援者（ごみ出しサポーター）へ市指定ごみ袋を配布します。

配布を希望するごみ袋の種類と数量を申請書にご記入ください。月あたり 1 冊とし、最大 12 冊まで選択できます（12 ヶ月支援の場合）。

なお、ロゴフォームで申請された場合は、ごみ袋をお渡しさせていただくため最寄りの申請窓口までお越しください。

※申請内容に虚偽が判明した場合、配布したごみ袋を返却していただくことがあります。

ごみ袋の種類	枚数（冊）
燃やすしかないごみ（大）	10
燃やすしかないごみ（小）	20
燃やすしかないごみ（極小）	20
プラスチック類	10
紙類	10

(7)ごみ出し支援の実施

対象となるごみは、袋で収集するもの（燃やすしかないごみ、プラスチック類、紙類）及び資源・埋立ごみとなります。粗大ごみ、家電リサイクル品及び市で処理できないものは対象外となります。

支援を受ける方の自宅から地域のごみステーションまたは分別ステーションまで持込みください。決められた時間までにごみステーションまたは分別ステーションに出してください。

【問い合わせ先】

飛騨市役所 環境課リサイクル推進係
電話：0577-73-7482